

## 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行について

### 1 概要

- 平成17年分の所得から、国民年金保険料について社会保険料控除として申告する場合は、納付したことを証明する書類を年末調整又は確定申告の際に添付等することが義務付けられた（所得税法等の一部改正）。
- このため、平成17年度から、国民年金保険料の納付額を証明する書類として、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を発行した。

### 2 発行の時期と対象者

- ①11月発行分 平成17年1月1日から9月30日までの間に保険料の納付があった方に、平成17年11月2日から11月4日までの間に発送（約1350万通）
- ②2月発行分 平成17年10月1日から12月31日までの間に、平成17年中はじめての保険料の納付があった方（①で発行済みの方を除く。）に、平成18年2月1日から2月3日までの間に発送（約78万通）

### 3 照会への対応体制

控除証明書専用ダイヤルTEL.0570-00-9911（平日 9:00～17:00）を設置して対応中（平成17年11月4日から平成18年3月17日まで）。

- 控除証明書専用ダイヤルの実施状況（平成18年1月末現在）

総応答呼数 110,454件（応答率71%）

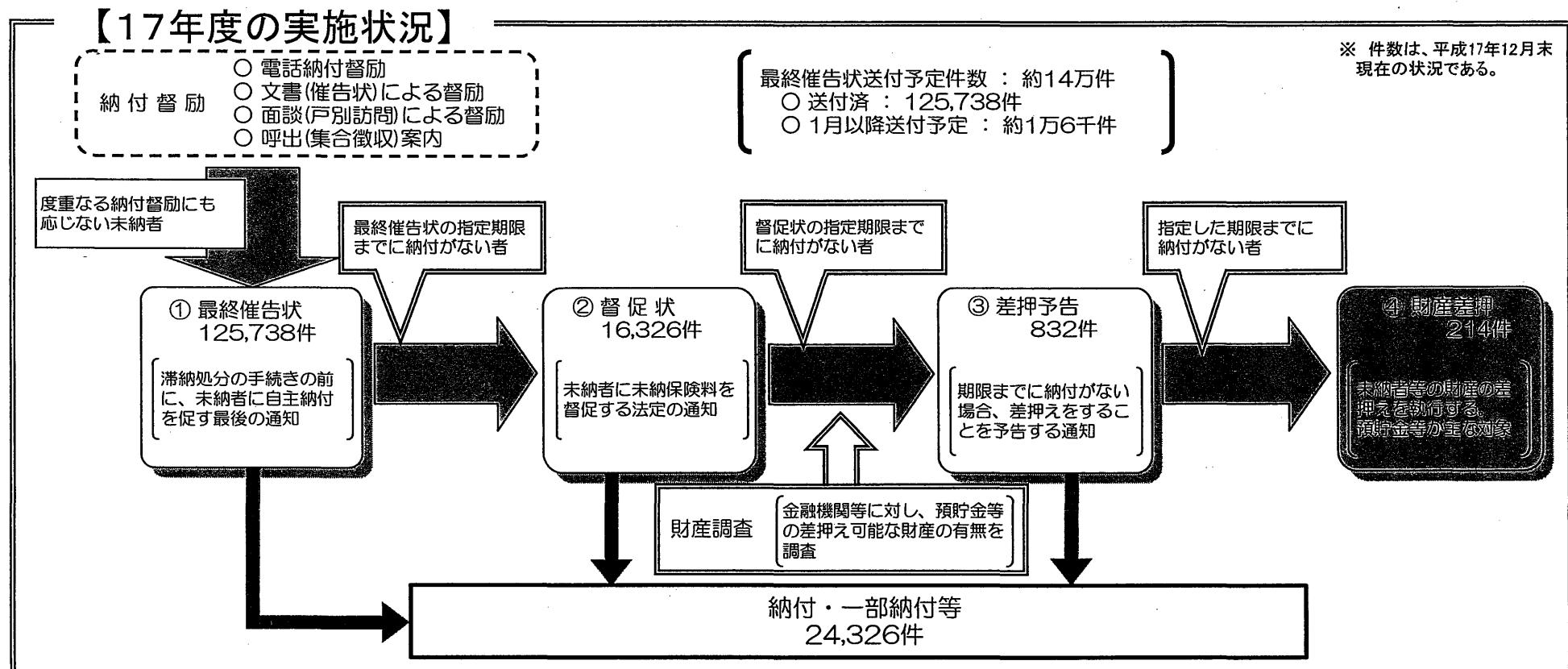
#### 照会内容内訳

控除証明書一般問い合わせ	67,699件
再発行に関する問い合わせ	26,908件
その他の問い合わせ	15,847件

- なお、社会保険事務所へも照会が寄せられており、平成18年1月末現在の照会件数は、約12万8千件に達している。

## 国民年金保険料の強制徴収について

- 十分な所得がありながら、度重なる納付督促に応じない未納者に対しては、きちんと保険料を納めていただいている方との公平の観点から厳正な対応が必要。
- こうした観点から、上記のような未納者に対し、強制徴収の着手を推進しており、対象を逐次拡大していくこととしている。
- 最終催告状を送付する（強制徴収のプロセスに入る）件数として、次のような目標の下に進めている。
  - ・ 16年度は 3万件（実績 31,497件）
  - ・ 17年度は 14万件（実績 125,738件（17年12月末現在））
  - ・ 18年度は 35万件
  - ・ 将来的には人員体制を整えた上で 60万件を目標に実施を目指す。



## 国民年金保険料収納事業にかかる市場化テストモデル事業について

### 1. 目的

「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」(平成16年12月24日規制改革・民間開放推進会議)に基づき、社会保険庁が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、強制徴収や免除勧奨を除く納付督促業務等を包括的に委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、収納率の向上を図るとともに、当該業務の質及びコストに関する官民間の透明・中立・公正な比較を実施する。

### 2. 委託の範囲

国民年金保険料の未納者に対する納付督促業務、被保険者からの委託に基づく保険料の納付受託業務、口座振替の獲得業務、記録の管理及び報告を包括的に委託。

### 3. 対象社会保険事務所及び受託事業者

#### (1) 平成17年度～

5箇所 (実施期間：平成17年10月～平成18年9月)

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| ①弘前社会保険事務所（青森） | } (株)もしもしホットライン   |
| ②宮崎社会保険事務所（宮崎） |                   |
| ③足立社会保険事務所（東京） | エー・シー・エス債権管理回収(株) |
| ④熱田社会保険事務所（愛知） |                   |
| ⑤平野事務所（大阪）     |                   |

#### (2) 平成18年度～

5箇所【先行】 (実施期間：平成18年10月～平成19年9月)

→ 17年度より継続（受託事業者は新たに入札により決定）

30箇所【拡大】 (実施期間：平成18年7月～平成19年9月)

→ 新たに対象社会保険事務所を選定

(受託事業者は18年5月下旬に決定予定)

### 4. 公共サービス改革法案

- 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（以下「公共サービス改革法案」という。）」において、国民年金保険料の収納事業が対象事業として規定されたところ。
- 上記モデル事業終了後は、引き続き公共サービス改革法案に基づく国民年金保険料収納事業として実施される。

## ハローワークと連携した国民年金の手続等の周知について

### 1. 現状

ハローワークとの連携により、失業者に対し、国民年金の種別変更の手続や特例免除制度の周知を図っている。

#### (1) 社会保険事務所等が協力を依頼している事項

##### ① 雇用保険受給者初回説明会等（以下「初回説明会等」という。）における周知

- ・ 初回説明会等において、種別変更届及び保険料免除制度に関するチラシ、保険料免除申請書等の用紙を配布。
- ・ 必要に応じて初回説明会等に社会保険事務所の職員等を派遣し、国民年金の手続等について説明。

##### ② ハローワークの窓口における周知

- ・ 種別変更届及び保険料免除制度に関するチラシ、保険料免除申請書等の用紙を窓口に備え付け、必要に応じ失業者等に配布。

#### (2) 実施状況（平成17年8月時点）

- |  |                              |
|--|------------------------------|
| ○ 届出周知用チラシ、保険料免除申請書等用紙の配布                                    | 合計 540か所（総数 583か所〈17年3月末現在〉） |
| （初回説明会等で配布しハローワークにも備え付け 361か所、初回説明会等で配布のみ 67か所、備え付けのみ 112か所） |                              |
| ○ 初回説明会等における手続の周知  | 合計 183か所                     |
| （ハローワーク職員が説明 93か所、社会保険事務所職員が説明 90か所）                         |                              |

### 2. 今後における連携強化（案）

- 現在協力を依頼している事項について、全てのハローワークにおいて実施を推進。
  - ・ 初回説明会等でチラシ、免除申請書用紙等を配布すること。
  - ・ 原則として初回説明会等に社会保険事務所職員を派遣し、国民年金の手続について説明することとし、職員を派遣できない場合には、社会保険事務所で作成した留意事項等を記載した文書をハローワーク職員が配付して周知すること。
- 初回説明会等に派遣された社会保険事務所職員が、種別変更届等をその場で受理できるようにする（その場で受理できない場合には、社会保険事務所あての封筒等をハローワーク職員が配布し届書等の送付先を周知すること）こと。
- 初回失業認定時において受給者に対し手続を完了したかどうかを確認し、必要に応じてチラシ、保険料免除申請書等の用紙をハローワーク職員が配付して手続を周知すること。